

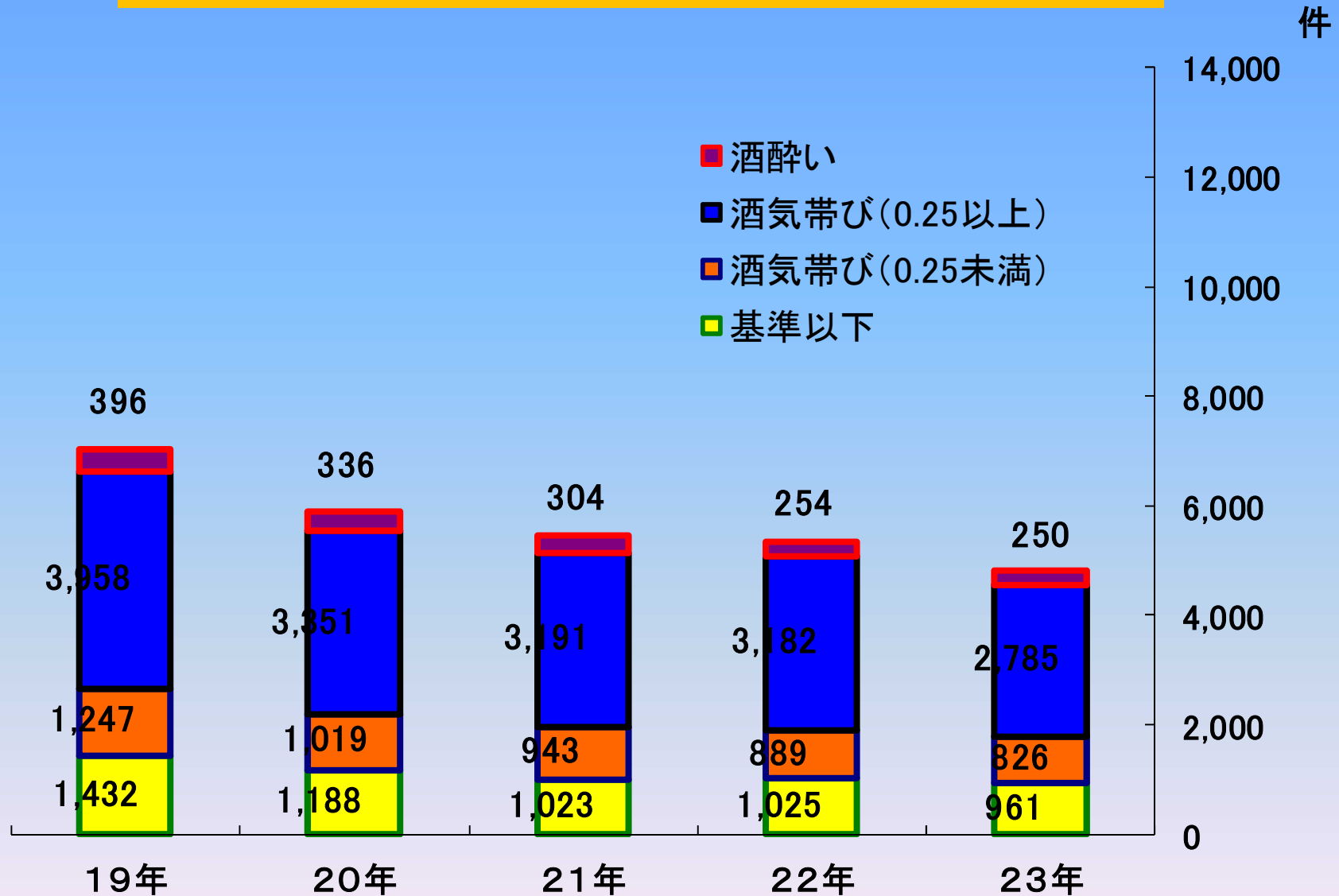
飲酒運転根絶への 取り組み(貨物)



埼玉運輸支局

飲酒運転による事故件数

(警察庁統計第1当全体公表値)



「事業用自動車総合安全プラン2009」についても飲酒 運転根絶が目標となっています

目標

Plan

- 10年間で死者数半減
【平成20年513人】



【10年後に250人】

- 10年間で人身事故
件数半減
【平成20年5万6千件】



【10年後に3万件】

- 飲酒運転ゼロ

目標達成のために 講ずべき施策

Do

- 安全体質の確立
- コンプライアンスの徹底

●飲酒運転 の根絶

- IT・新技術の活用
- 道路交通環境の改善

プランのフォローアップ

Check

Act

10年後、本プランに掲げた目標を確実に達成するためには、PDCAサイクルに沿って定期的・継続的にチェックを行うことが必要です。

全国及び地域ブロックごとに
フォローアップ会議を設置



事故削減が進んでいない場合には
新たな取り組みを検討します

PDCAサイクル

「関東地域事業用自動車安全対策会議」 (フォローアップ会議) を設置

関東地域事業用自動車交通事故削減目標

<目標>

1. 飲酒運転ゼロ

2. 10年間で死者数半減

(平成20年153人を10年後(平成30年)に70人、
中間年である5年後(平成25年)には105人)

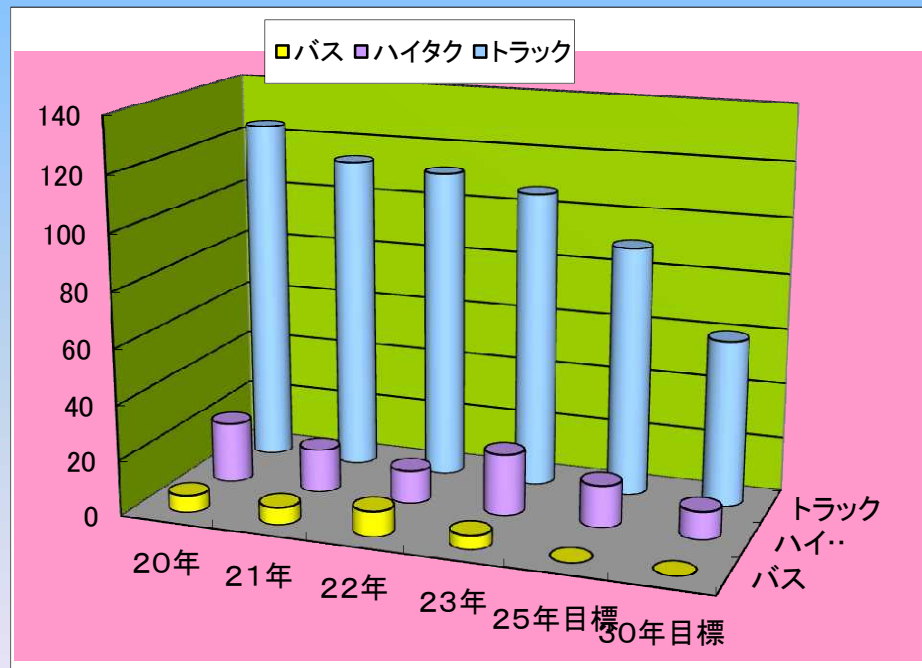
3. 10年間で人身事故件数半減

(平成20年22,123件を10年後(平成30年)に11,700件
、中間年である5年後(平成25年)には16,900件)

関東地域事業用自動車業態別交通事故削減目標 (平成20年～平成30年目標)

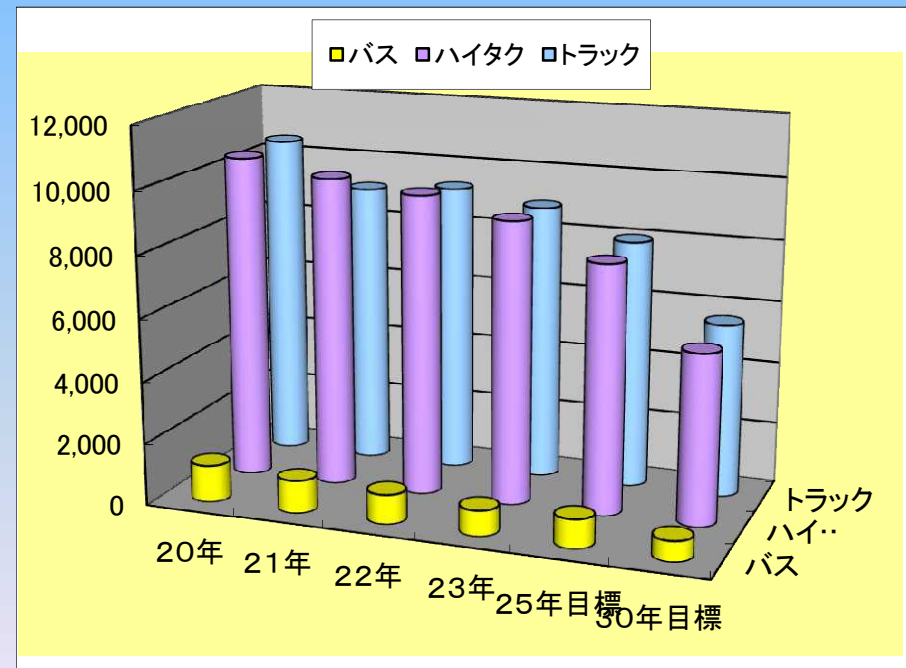
・交通事故死者数(人)

	死者数(人)					
	20年	21年	22年	23年	25年目標	30年目標
バス	6	6	9	5	0	0
ハイタク	22	16	12	22	15	10
トラック	125	114	112	107	90	60
合計	153	136	133	134	105	70



・人身事故件数(件)

	人身事故数(件)					
	20年	21年	22年	23年	25年目標	30年目標
バス	1,203	1,048	960	835	920	640
ハイタク	10,440	9,976	9,657	9,056	7,970	5,470
トラック	10,480	9,104	9,312	8,906	8,010	5,590
合計	22,123	20,128	19,929	18,797	16,900	11,700



赤字数字については前年より増加してます

(財)交通事故総合分析センター調べ件数

飲酒運転を防止するために・・

乗務前後の対面点呼の確実な実施

- ・・・**運転者**の顔色や息など体調面も含めて**直接確認**
アルコール検知器を使用し**酒気帯びの有無**を確認

運転者に対する効果的な指導

職務規範等により全運転者に乗務がある場合の飲酒方法を定め徹底させる。
(例) 乗務出勤前8時間は飲酒禁止

- ・・・健康診断の結果から飲酒の状況についてチェック
- ・・・飲酒運転に関する過去の様々な**事故事例**を取り上げた**グループ討議**や**ビデオ**などを使用した効果的な指導の実施

家庭での取組

会社から乗務員の家族あてに飲酒運転防止について理解と協力を求める文書を通知する等有効です

- ・・・残り酒等を防止するためにも**乗務前日、就寝前の飲酒を控える**ように運転者の家族にも協力を仰ぐ

飲酒運転に関する道路交通法施行令の一部改正

運転免許 証関係

2009年6月1日施行

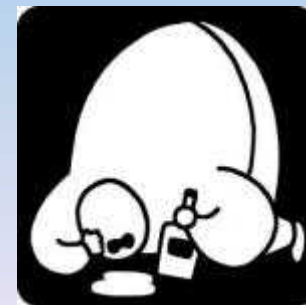
運転者の状況		違反点	処分内容	欠格・停止期間
酒酔い運転		35点	免許取消	3年
酒気帯び運転	0.25以上	25点	免許取消	2年
	0.15以上0.25未満	13点	免許停止	90日

数値は 呼気1リットル中のアルコールmg

※欠格・停止期間は前歴なしの場合。

免許欠格期間期間の上限が5年から10年に延長

- 酒酔い運転をした場合 3年
- さらに死亡事故を起こした場合 7年
- さらにひき逃げをした場合 10年



道路交通法の改正及び刑法改正

運転者にも運転者以外にも厳しい罰則！

運転者	酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
車両の提供者	酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒類の提供者、 車の同乗者	酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	酒気帯び運転	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

自動車運転過失致死傷罪（刑法第211条第2項）

自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、**7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金**に処する。ただし、その障害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

危険運転致死傷罪（刑法第208条の2第1項）

アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、よって、人を負傷させた者は**15年以下の懲役**に処し、人を死亡させた者は**1年以上の有期懲役**に処する。その進行を制御することが困難な高速度で、又はその進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させ、よって人を死傷させた者も、同様とする。（**致死に対しては最高20年**）

飲酒運転防止のための留意点

○ ポイント

飲酒は、速度感覚の麻痺、視力の低下、反応時間の遅れ、眠気が生じるなど車の運転に多大な影響を及ぼします。体内に入ったアルコールはすぐには消えません。乗務前日から、飲酒・酒量を控えましょう。

【解説】

- 飲酒は、車の運転に多大な影響を及ぼし、速度感覚が麻痺してスピードを出しすぎる、気が大きくなって危険を危険と感じなくなり無謀な運転をする、視力が低下し視野も狭まるため信号を見落としたり計器類を見誤ったりする、反応時間が遅れたり的確なハンドルやブレーキ操作ができなくなる、意識がぼんやりしたり眠気が生じるなどの危険を招き、重大事故を起こしやすくします。
- 体内に入ったアルコールはすぐには消えません。個人差はありますが、アルコール1単位(下記参照)が処理されるのが、約4時間と考えられています。乗務前日は飲酒、酒量は、控えましょう。
- 走行中は勿論のこと、休憩時や仮眠前の飲酒をしてはいけません。仮眠前に寝付きを良くするために飲酒する運転手も見られますが、これが酒気帯運転を引き起こしています。仮眠前の飲酒の習慣を改善させましょう。

アルコールの「1単位」が消えるのが約4時間

NPOアルコール薬物問題全国市民協会(ASK)では、純アルコールを20gを含む酒類を「1単位」とし、これを体内で分解処理するには、約4時間かかるとの目安を提唱しています。

種類別の1単位の目安

ビール:500ml 日本酒:1合 ウイスキー:ダブル1杯 酎ハイ:350ml 焼酎:100ml ワイン:小グラス2杯

貨物自動車運送事業輸送安全規則

平成22年4月28日施行分概要

- ・ 酒気を帯びた乗務員を乗務させてはならないことを明確化。(安全規則第3条5項)
- ・ 乗務前点呼において酒気帯びの有無を確認し記録する。(安全規則第7条1項)
- ・ 運行管理者の補助者である資格者が、運行管理者の指示を仰がずに、又は指示に反して不適切な業務を行った場合には、運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。(貨物自動車運送事業法第20条関係通達)

貨物自動車運送事業輸送安全規則

平成23年5月1日施行分概要

- 事業者は、点呼時(乗務前・乗務後・中間)に酒気帯びの有無を確認する場合には、目視で確認するほか、**運転者の属する営業所のアルコール検知器を用いて行わなければならない。**
(安全規則第7条4項)
- 事業者は、営業所ごとに**アルコール検知器を備え、**常時有効に保持しなければならない。(同条同項)
- 事業者は、**アルコール検知器の故障の有無を定期的に確認しなければならない。**(解釈運用通達)
- 電話点呼による場合には、運転者に**アルコール検知器を携行させ、検知結果を報告させる等により行う。**(解釈運用通達)

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

- 「酒気を帯びた状態」とは、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度0.3mg/ミリリットル又は**呼気中のアルコール濃度0.15mg/リットル以上であるか否かを問わないものである。**
- **アルコール反応が出たら乗務禁止**
- アルコール検知器の備え・・・営業所(車庫)に**設置**、備え置き(**携帯型**)、事業用自動車に設置(**アルコールインターロック装着車**)
- アルコール検知器は**常時有効に保持**すること。(故障のない状態)
- アルコール検知器の電源が入ること、アルコール検知に損傷がないことを運転者の出発前に**毎日確認**する。
- 確実に酒気を帯びてないものが検知器を使用した場合、アルコールを検知しないこと。及び洗口液等アルコールを含有する液体等をスプレー等により口内に噴霧し、アルコール検知器を使用した場合にアルコールを検知すること。動作確認は**毎日確認**するか少なくとも**1週間に1回**は確認する。

平成24年度関東地域事業用自動車 安全施策実施目標

飲酒運転の根絶

- 運転者はもとより全社員に対し酒気帯び運転の禁止を周知し飲酒運転根絶に向け社員一丸となって取り組む。【事業者団体】
- 平成23年5月より点呼時にアルコール検知器の使用が義務化され、点呼の際には、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声等を目視で確認する。かつアルコール検知器を使用し運転者の酒気帯びの有無を確認して確実な点呼を実施し飲酒運転の根絶を図る。

【事業者団体】 平成24年度関東地域事業用自動車安全施策実施目標の設定及び推進についてより抜粋
関自保第180号 平成24年7月18日

飲酒運転の防止に係る運行管理等の徹底について

関自保第146号 平成23年7月14日

趣旨

飲酒運転根絶のため平成23年5月に省令が改正されアルコール検知器の営業所への備え付け及び使用が義務付けされたところであるが管内の乗合バス事業者において、点呼の際に運転手がアルコール検知器による酒気帯び確認の指示に従わず出庫し約2時間の乗務後、営業所においてアルコール検知器を使用し酒気帯びの確認したところ酒気を帯びた状態である事が発覚した。

かかる事態が発生したことは、事業用自動車の運転者としての自覚の欠如はもとより、運行管理体制が不適切であったと言わざるを得ず、公共の交通機関である自動車運送事業者としての信頼を大きく失墜するものであり輸送の安全を確保するうえで最も重要な事項を遵守していなかった事は誠に遺憾である。

運転者の自覚

1. 乗務員はもとより全社員に対し、あらゆる機会を捉えて飲酒運転の防止に係る教育の徹底を図ること。この場合において交通刑務所服役者の手記「贖いの日々」等を活用するなどして飲酒運転が招く結果の重大さを再認識させるとともに飲酒運転をさせない体制を構築すること。

運行管理体制

2. 点呼の実施にあたっては、運転者の顔色や呼気の臭い、応答の声等を目視で確認することに加え、アルコール検知器を確実に使用して運転者の酒気帯の有無を確認し厳正な点呼により飲酒運転の根絶を図ること。
3. 特に点呼が輻輳する時間帯等において、アルコール検知器による測定結果の確認が疎かになることのないよう、運行管理体制について万全を期すること。
4. 遠隔地における乗務開始等、やむを得ず電話による点呼を実施する場合においてもアルコール検知器の使用及び測定結果の確認が的確に実施できる体制とし、確実な運用を行うこと。

なお、乗合バス事業者であって、平成3年6月28日付け関東運輸局長公示「平成3年6月25日付け運輸省告示第340号一の表四中ただし書きの関東運輸局長が個別に認める距離について」により、必要な基準を満たすものとして認められた車庫を有する場合にあっては、その趣旨を再認識し、その設備の維持及び運行管理方法について万全を期すること。

IT点呼について(安全規則解釈運用より抜粋)

同一の事業所内のGマーク営業所において定められた
機器を用い営業所間、営業所と車庫間で行う点呼

「輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認めら
れる営業所」

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定している
安全性優良事業所(Gマーク営業所)



「国土交通大臣が定めた機器」で行う

営業所、車庫に設置したカメラ、携帯端末カメラによって管理者等が運転者の
酒気帯の有無、疾病、疲労等の状況が随時確認できるもので飲酒の状況の
測定結果が自動的に記録・保存され管理者等が測定結果を確認できるもの

※営業所間においてIT点呼を実施した場合点呼記録簿の内容を双方で記録し
保存すること。IT点呼に必要な事項は運行管理規定に明記するとともに運行
管理者、運転者等に周知すること

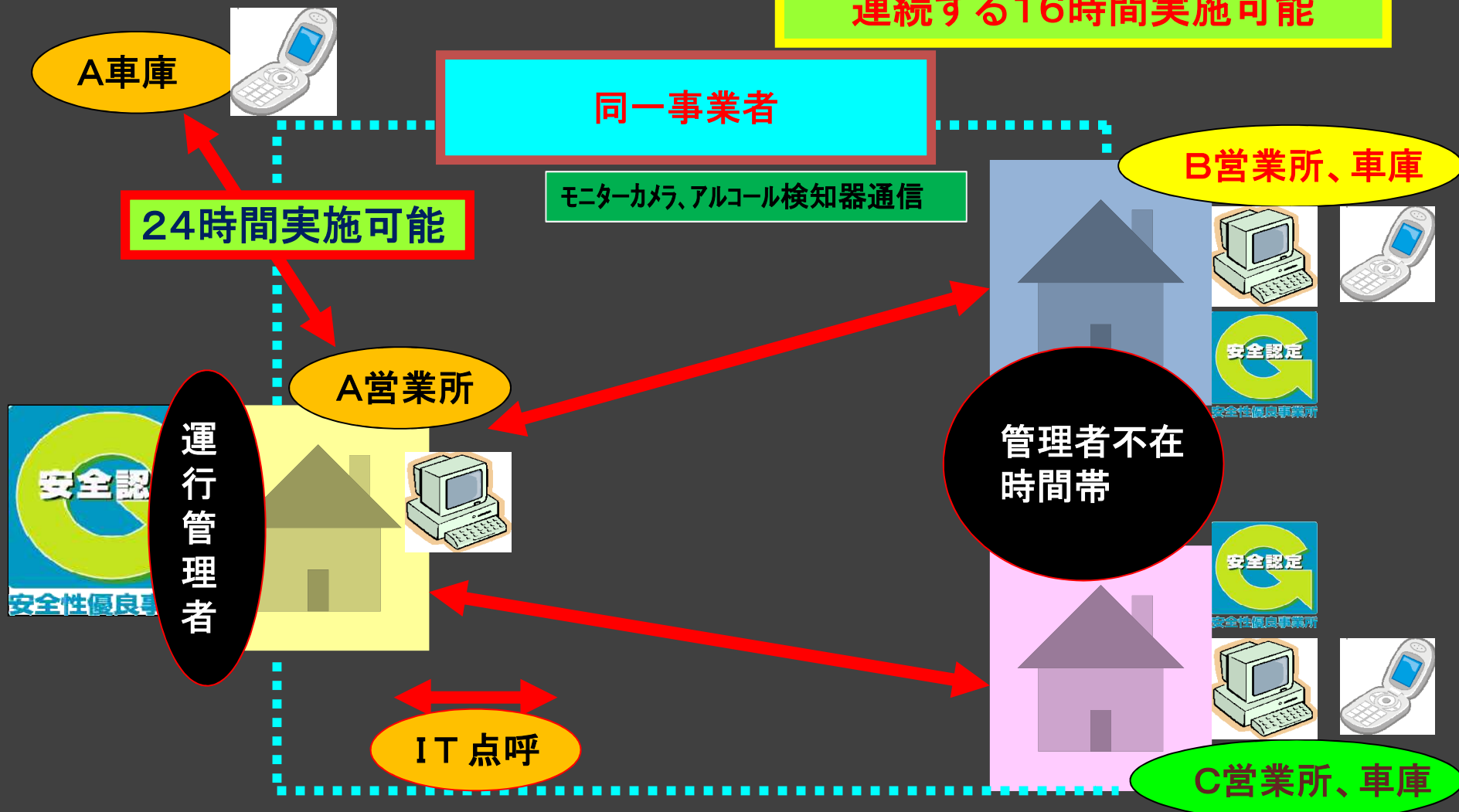
※IT点呼を実施しようとする事業者はIT点呼実施営業所、被実施営業所を管轄
する運輸支局へ事前に報告書を提出すること

「IT点呼」平成23年3月31日改正 4月1日施行

・点呼場所「営業所」 → 「営業所」、「営業所の車庫」

・点呼機器「設置型端末」 → 「設置型端末」、「携帯型端末」(営業所には設置型端末必要)

連続する16時間実施可能



飲酒運転に対する行政処分基準

平成21年10月1日改正

①飲酒運転等に対する処分強化

- 処分日車数の強化
酒酔い、酒気帯び乗務

初違反

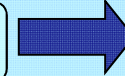
80日車



100日車

再違反

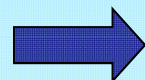
240日車



300日車

- 飲酒運転等を下命容認した場合の即時事業停止期間の延長

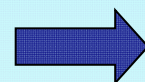
改正前: 7日間事業停止



改正後: 14日間事業停止

- 飲酒運転等 + 重大事故に係る指導監督義務違反の場合の即時事業停止期間の延長

改正前: 3日間事業停止



改正後: 7日間事業停止

- 飲酒運転等に係る指導監督義務違反の場合の即時事業停止処分を創設

改正後: 3日間事業停止

飲酒運転に対する行政処分基準の強化

平成23年5月1日改正

● 酒酔い、酒気帯び乗務

法17条1項
安規3条5項

初違反

100日車

再違反

300日車

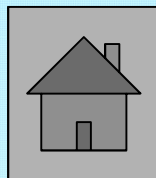


平成21年改正現行通り

● アルコール検知器備え義務違反 検知器の備えなし(注)

法17条3項
安規7条4項

初違反: 60日車



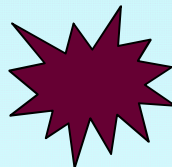
再違反: 180日車

(注) 備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。

● アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注)

法17条3項
安規7条3項

初違反: 20日車



再違反: 60日車

(注) ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。
②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。

参考資料、リンク先参考

- **点呼の際のアルコール検知器の使用等が義務化されました**
対象事業者、法令関係、**アルコール検知器義務化に関するよくある質問Q&A**
<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03alcohol/index.html>
- **自動車運送事業に係る交通事故要因分析について**
<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03analysis/examination.html>
- **自動車総合安全情報** <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/index.html>
- **自動車交通安全事業総合ページ** <http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidoshakotsu.html>
- **関東運輸局管内行政処分等の公表及び行政処分基準等(事業別)**
<http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/page3/index.html>
- **事業用自動車安全通信 事故情報等のメールマガジン配信サービス**
<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/mailmagazine.html>
- **呼気吹込み式アルコール・インターロック装置の技術指針を策定しました**
http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000102.html
- **運転者に対する指導監督の概要・指導監督マニュアル**
<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html>